



2024年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行
代表者名 代表取締役社長 松橋 正明
(コード番号：8410 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員企画部長 清水 健
(TEL：03-3211-3041)

当社米国子会社 FCTI による 7-Eleven, Inc. との ATM 設置契約の更新に関するお知らせ

当社の米国完全子会社 FCTI, Inc. (本社：米国テキサス州ダラス、代表者：President / Wayne Malone、以下「FCTI」) は、7-Eleven, Inc. (本社：米国テキサス州ダラス、代表者：Director and CEO / Joseph M. DePinto、以下「SEI」) との間で、米国内のセブン - イレブン店舗 (Speedway を含む) を対象とする ATM 設置契約を更新いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 契約の趣旨及びその内容

現在、当社グループは、米国、インドネシア、フィリピンの3カ国で、日本国内での ATM 運営の知見を活かした海外 ATM 運営事業を推進しており、米国においては当社完全子会社である FCTI が、SEI との間で締結した契約に基づいて 2017 年より米国内のセブン - イレブン店舗への設置を開始し、2024 年 3 月末現在で 8,561 台 (速報値) の充実したネットワークを基盤とした安定的な ATM サービスを提供しています。また、同契約に基づき、FCTI は ATM 設置及び管理業務に係る事務委任の対価として SEI に ATM 設置支払手数料を支払っております。

このたび更新した ATM 設置契約 (2024 年 7 月～2032 年 6 月) においては、これまで設置していた米国内のセブン - イレブン店舗だけでなく、新たに SEI が運営する Speedway 店舗にも、2025 年より順次 ATM の設置・運営を開始する予定です。これにより、FCTI の設置する ATM 台数は約 11,600 台にまで拡大することを見込んでいます。

また、同時に一部店舗において、従来の現金出金機能に特化した CD 機 (キャッシュディスプレイ、引出し専用機) から、現金の入出金が可能な CRM 機 (キャッシュリサイクルマシン、紙幣還流式 ATM) への転換に向けて、試験的な導入を開始いたします。FCTI はセブン銀行グループの協力支援の下、今後も ATM 事業の拡大と安定的な運営を通じて、お客さまに、現金の入出金にとどまらない新たな付加価値を提供する「小売金融サービス事業の実現」を目指してまいります。

2. 米国子会社FCTIの概要

(1) 名 称	FCTI, Inc.
(2) 所 在 地	米国テキサス州ダラス
(3) 代表者の役職・氏名	President / Wayne Malone
(4) 事業内容	ATM運営事業
(5) 資本金	19 百万米ドル
(6) 設立年月日	1993 年 8 月 25 日
(7) 大株主と持株比率	株式会社セブン銀行 100%
(8) 従業員数	81 名 (2024 年 3 月末)
(9) 運営 ATM 数	8,561 台 (2024 年 3 月末、速報値)
(10) 売上高	189.1 百万米ドル (2023 年度)

3. 契約の相手先の概要

(1) 名 称	7-Eleven, Inc.	
(2) 所 在 地	米国テキサス州ダラス	
(3) 代表者の役職・氏名	Director and CEO / Joseph M. DePinto	
(4) 事業内容	コンビニエンスストア事業	
(5) 資本金	17 千米ドル	
(6) 設立年月日	1927 年 6 月 28 日	
(7) 大株主と持株比率	株式会社セブン&アイ・ホールディングス (間接所有含む) 100%	
(8) 従業員数	47,731 名 (2023 年 12 月末)	
(9) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	上場会社およびFCTIと当該会社との間には直接的な資本関係はありません。ただし、株式会社セブン&アイ・ホールディングスが、上場会社およびFCTIと当該会社の共通の親会社であり、上場会社の株式 46.25%を、また、当該会社の株式 100%を、それぞれ間接保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	FCTIは、当該会社との間でATM設置及び管理業務に関する契約を締結しております。
	関連当事者への該当状況	上場会社と当該会社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスが共通の親会社であることから、関連当事者に該当します。
(10) 店舗数	13,122 店 (うちカナダ 597 店含む。2023 年 12 月末)	

4. 業績等への影響

本契約更改に伴う 2025 年 3 月期の連結業績に与える影響につきましては、本日開示の「2024 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」及び「2024 年 3 月期 決算説明資料」をご参照ください。

5. 支配株主等との取引等に関する事項

ATM設置契約の相手方であるSEIは、当社を直接支配する親会社ではなく、当社およびFCTIとの利益相反性は間接的ではありますが、SEIと当社は、ともに株式会社セブン&アイ・ホールディングスが親会社であることから、本契約更改は、支配株主等との取引等に該当します。

(1) 「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」との適合状況

当社が2023年12月27日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

「株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、当社議決権の46.28%を間接保有する親会社であり、適時開示規則に定められた支配株主にあたります。親会社との取引等を行う際には、利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定として定められた銀行法上のアームズ・レングス・ルールを遵守しており、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとします。」

当社は、本件取引にあっても、少数株主の利益を不当に害することがないように下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、下記(3)のとおり、支配株主である株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び本件取引の相手方であるSEIと利害関係のないスキヤデン・アープス法律事務所より、当社の少数株主にとって不利益なものではないとの法学的見解を内容とする意見書を取得しております。また、その法学的見解を踏まえて、独立社外取締役が過半数を占める当社取締役会において本件取引に関する十分な審議を複数回行ったうえで契約条件承認に関する決議を行っております。

なお、利益相反を回避するための措置として、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの常務執行役員を兼務する小林強氏が特別利害関係人に該当すると判断し、本件取引に関する取締役会の審議及び決議については小林氏を除いた取締役のみで行っております。

(3) 本件取引が少数株主に不利益でないことに関する、支配株主等と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

当社は、支配株主である株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び本件取引の相手方であるSEIと利害関係のないスキヤデン・アープス法律事務所より、下記の理由を踏まえ、当社の少数株主にとって不利益なものではないとの法学的見解を内容とする意見書を2024年4月5日に取得しております。

①本件取引の目的については、FCTIはこれまで設置していた米国内のセブン-イレブン店舗だけでなく、新たにSEIが運営するSpeedway店舗にもATMの設置・運営を開始できるなど、収益基盤の強化が見込まれるため、FCTIの利益を最大化させるための合理的なものだと考えられること。

②本件取引に関する交渉過程については、2023年1月にSEIより次期のATM運営管理業者を入札形式で選定するための提案依頼が、FCTIを含む複数のATM運営管理業者になされたことから開始され、数度にわたる条件提示を経てFCTIが選定されたもので、かかる交渉については、常に他の入札参加者の提示する取引条件との比較検討の中で行われていることから、SEIが恣意的に取引条件を操作等することが難しい状況にあり、支配株主等から不

当な関与なく FCTI が独立して行ったものであると考えられること。

③本件取引に関する経済条件については、他の入札参加者と競いながら SEI との交渉を重ねる中で FCTI にとって一定の改善が見込まれる条件で合意され、不当に不利になるような条件設定にはなっていないと考えられること。

以 上